

# サソ共同通信

2023年

## Topics 注目トピック

- 税制 インボイス制度に登録する方法は？  
注意点や必要な準備も徹底解説
- 融資 災害により被害を受けた事業者が利用できる融資制度
- メディア実績

8

月号



お客様インタビュー

『株式会社and me』

明瀬 雅志 様

## お客様インタビュー



## 株式会社and me (and me, Inc.)

代表 明瀬 雅志様(写真左)

青山オフィス 井坂 絢未(写真右)

## サン共同税理士法人を知ったきっかけ

現在、共同経営をしている江城から代表の朝倉さんを紹介してもらったのがきっかけでした。私は正直、数字面など細かいところはどうも苦手で、その道のプロの方に入っていただけるのは心強いなと思っていました。実際に経理に関する細かい部分まで教えていただいています。

## 担当者への感想

担当の井坂さんは分からないことは何でもすぐに教えてくれます。レスポンスも早いので、安心して本業に専念できています。

2018年に会社を創業して以来、飲食店を初めとするリアル店舗の事業開発や店舗プロデュース、クリエイティブ制作やシステム開発や自社ブランドの展開や海外ブランドの日本進出支援を行ってきました。

その都度、発生するお金周りに関する相談事は的確にアドバイスしていただいております、とても助かっています。



## 日本で一番ニューヨークの味を感じられる場所「J's Vendor」

株式会社and meが運営する「J's Vendor」はDJ JUSTYさんがオープンに携わっており、ニューヨークで大人気のストリートフード「チキンオーバーライス」をメインメニューとして提供しています。

DJ JUSTYさんがアメリカでDJ活動をしていた頃に、ニューヨーククイーンズ区で行きつけだったベンダーで食べたチキンオーバーライスのおいしさに感銘を受けて、本場ニューヨークの味を看板メニューのチキンオーバーライスで再現しました。お店は「日本で一番NYの味を感じられる場所」として有名です。

メニュー名はHipHopアーティストの特徴にちなんだユニークなネーミングになっています。1kgのデカ盛りメニューは巨体のラッパー"Biggie"、ビーガンナゲットを使ったメニューはビーガンである"A\$AP Rocky"のネームをつけています。



## 今後の展望

こちらのチキンオーバーライスも、私が介入しなくてもお店が回る仕組みができてきたので、そろそろフランチャイズ展開もしていきたいと考えています。

社名のand meの由来は、〇〇と私、という意味です。今までの事業は人からの紹介など、ご縁で始めてきました。自分一人では本当に何もできなかったと思います。

これからも、繋がった方との縁を大切に、事業の幅を広げていきたいと思っています。

## 法人情報

社名:株式会社and me (and me, Inc.)  
所在地:東京都渋谷区神宮前2丁目18-7フードビル102  
代表:明瀬雅志・江城祐太  
創業:2018年8月設立  
HP:<https://and-me.co.jp/>

## 店舗情報

店名:J's Vendor (ジェーズベンダー)  
住所:東京都渋谷区神宮前2-18-7 フードビル 1F  
アクセス:JR原宿駅・東京メトロ神宮前から徒歩10分  
明治神宮前駅から625m  
営業日:[月~金]11:00~20:00 [土・日]11:00~18:00 ※日曜営業  
定休日:不定休  
SNS: <https://www.instagram.com/js.vendor/>



## インボイス制度に登録する方法は？ 注意点や必要な準備も徹底解説

2023年10月1日からインボイス制度が始まります。この記事ではその具体的な登録方法を解説するとともに、その際の注意点や必要な準備などにも触れていきます。これから登録する予定のある人は必見の内容です。

インボイス制度は、事業を営むすべての人に多かれ少なかれ影響を及ぼす新制度であり、本格的にスタートするまでに概要をしっかり把握しておくべきなのはいうまでもありません。

しかしこの制度には複雑なところが数多くあるため、なかなかその全体像をうまくつかめないという人も多いようです。また、制度に対する理解が足りないことから「自分には関係のないこと」と判断してしまい、知識の吸収を怠ってしまうケースもしばしば見られます。

インボイス制度は個人事業主をはじめとして広く認識されるべきものであり、その関わり方をしっかりわかっておかななくてはなりません。

とはいえ制度が始まったとして、**そもそもどのように登録を行えばよいのか**といったところからわからない場合も多いことでしょう。この制度について語られるとき、ほとんどの場合は「小規模事業者の廃業の危機」のような文脈となるので、具体的な登録方法などについての情報にアクセスしにくいのが現状です。

そこでこの記事では、インボイス制度に登録する方法をメインテーマとし、具体的に解説します。また登録申請を行う際の注意点や、登録前にすべき準備などについても触れることで、より実践的な知識が身に付くよう工夫しています。

最後まで読むことで、インボイス制度の登録に関する一通りの理解を得られるでしょう。

### ■ インボイス制度とは？

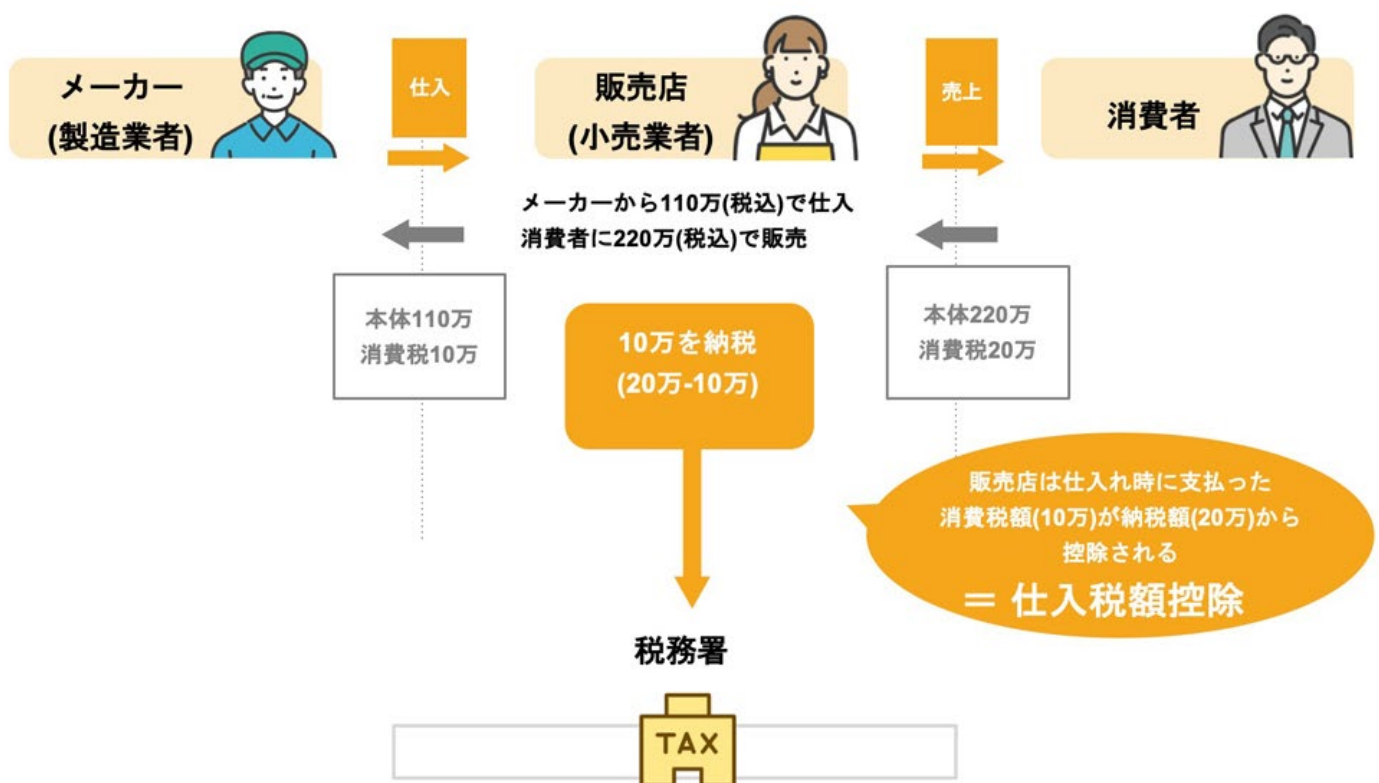
インボイス制度とは、**仕入税額控除を適用する際にインボイス(適格請求書)を必要とするよう定めた、新たな制度**のことです。

キーワードとなるのは「**仕入税額控除**」と「**インボイス**」です。順番に解説していきましょう。

仕入税額控除とは、課税事業者が売上から消費税を納める際に、仕入れに使った額に含まれる消費税額分を控除できる制度のことです。

たとえば売上が220万円(うち消費税20万円)で、仕入額が110万円(うち消費税10万円)だったとしましょう。

このとき控除を適用しなければ、売上に含まれる消費税20万円をすべて納税しなければいけません。しかし仕入税額控除を適用することにより、仕入額に含まれる消費税10万円を差し引いた10万円のみ納税すれば、それでよいことになります。



仕入税額控除は以前からあった制度で、これからも控除の仕組み自体は変わりません。しかし制度の導入以降は、適用するために仕入先からインボイスを発行してもらう必要があります。



今後は「適格請求書 (いわゆるインボイス)」

の保存が仕入税額控除の要件

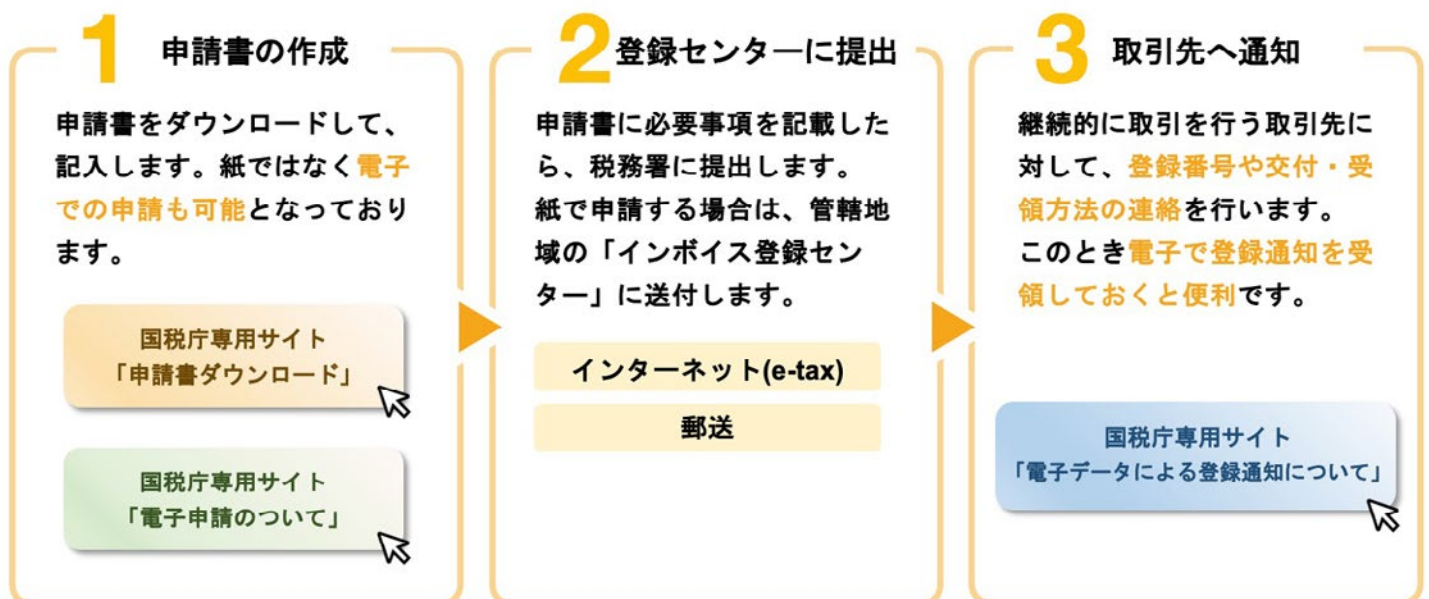
インボイスとは、**適用税率や消費税額を規定のフォーマットにしたがって記載した請求書**のことです。2023年10月以降は、このフォーマットに沿って作成された請求書を保管しておかなければ、仕入税額控除を適用できないルールになりました。

インボイスは誰でも発行できるわけではありません。国に登録し、適格請求書発行事業者とならなければ、発行できない決まりです。具体的には、国に登録することで発行される登録番号を記載することで初めて有効となります。

## インボイス制度の登録方法

インボイス制度を利用するには、国に登録し、適格請求書発行事業者となる必要があります。そのための具体的な手順は、以下の通りです。

1. 適格請求書発行事業者の登録申請書を作成する
2. インボイス登録センターに提出する
3. 審査のあと登録番号を記載した登録通知書が送付される



一つ一つのの内容は複雑なものではありません。きちんと把握していれば、これといった大きなミスもなく進められるでしょう。以下で順番に解説します。

## 1. 適格請求書発行事業者の登録申請書を作成する

まずは**適格請求書発行事業者の登録申請書**を入手します。国内事業者用と海外事業者用がありますが、ほとんどの場合は国内事業者用を利用すれば問題ありません。

登録申請書は、国税庁のホームページでダウンロードできます。以下のリンクを参照してください。

参考: 適格請求書発行事業者の登録申請書 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0022003-083.pdf>

またこれ以外の方法として、e-Taxを利用した登録申請手続きも可能です。

登録申請書を入手できたら、必要事項を記載していきます。登録申請書に記入すべき項目は、以下の通りです。

- ・住所(法人の場合は本店または主たる事務所の所在地)
- ・納税地の住所
- ・氏名または名称
- ・代表者の氏名(法人の場合のみ)
- ・法人番号(法人の場合のみ)
- ・事業者区分(課税事業者か免税事業者か)
- ・登録要件の確認(課税事業者かどうか、消費税法の違反歴がないか)

1つでもミスがあれば、審査において弾かれてしまいます。記載したあとは、間違いがないかしっかりチェックするのを怠らないようにしましょう。

インボイス制度に登録するからといって、すべての人が課税事業者であるわけではありません。少なくとも現在のところはまだ免税事業者である人も多いはずです。

**免税事業者の場合には、前項の内容に加えて、さらに以下の内容を追加記入する必要があります。**

- ・個人番号(個人事業主の場合)
- ・設立年月日(個人事業主の場合は生年月日)
- ・事業内容
- ・事業年度と資本金(法人の場合のみ)
- ・2023年10月1日から課税事業者になる場合は、所定の箇所にチェックする
- ・消費税課税事業者(選択)届出書を提出して課税事業者となる場合は、所定の箇所にチェックを入れて課税期間初日の日付を記入する



(登録申請書の記載例)

第1-(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

收受印

[1/2]

年 月 日	申 請 者	(フリガナ)	トウキョウトミナトクミニアオアヤマ
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在地	(〒107 - 0062) Ⓢ (法人の場合のみ公表されます) 東京都港区南青山1-1-1 (電話番号 - - )
		(フリガナ)	トウキョウトミナトクミニアオアヤマ
		納 税 地	(〒107 - 0062) 東京都港区南青山1-1-1 (電話番号 - - )
		(フリガナ)	カブシキガイシャテスト
	氏名又は名称	Ⓢ 株式会社TEST	
	(フリガナ)	テストタロウ	
	(法人の場合) 代表者氏名	テスト太郎	
麻布 税務署長殿	法人番号		

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項 (Ⓢ印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人 (人格のない社団等を除く。) にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。  
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。  
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日 (特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日) までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事業者区分

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

課税事業者       免税事業者

※ 次業「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」欄も記載してください (詳しくは記載要領等をご確認ください。)

令和5年3月31日 (特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日) までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税 理 士 署 名      サン共同税理士法人 社員税理士 近藤 昂  
(電話番号 03 - 6869 - 0065 )

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )	
	登録番号	T		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書 (次業)」を併せて提出してください。

第1 - (1)号様式次葉

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

[2/2]

		氏名又は名称	株式会社TEST			
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。					
	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。					
	個人番号					
	事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和	法人のみ記載	事業年度	自 4月11日 至 3月31日
		事業内容	コンサルティング		資本金	1,000,000円
				登録希望日	(令和5年10月1日を希望する場合、記載不要) 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者			課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 年 月 日	
	登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。			<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
		納税管理人を定める必要のない事業者です。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)			<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
		(納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項) 【個人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合				
	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書(提出日: 年 月 日)			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)			<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
参 考 事 項						

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 2. インボイス登録センターに提出する

申請書が作成できたら、郵送により送付します。郵送する先は税務署ではなく、納税地を管轄する「インボイス登録センター」です。各地に用意されており、宛先は国税庁のホームページで確認できます。

参考: 申請手続 | 国税庁

▶[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_yuso.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_yuso.htm)

## 3. 審査のあと登録番号を記載した登録通知書が送付される

インボイス登録センターに申請書が到着すると、審査が行われます。

**審査に通ることができれば、登録番号が記載された登録通知書が送られてきます。**届き次第、内容に間違いがないかしっかり確認しましょう。住所・氏名などに明らかなミスがあった場合には、すぐセンターに問い合わせてください。

登録通知書が送付された時点で、適格請求書発行事業者として国に登録されています。その情報は国税庁のホームページの一部である「適格請求書発行事業者公表サイト」に公表されています。

参考: 国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト

▶<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

## インボイス制度の登録申請を行う際の注意点

インボイス制度の登録申請を行う際の注意点としては、以下の3つが挙げられます。

- 提出期限までに登録申請をする
- 記入漏れや記載ミスがないかチェックする
- 登録を取り消す際にも申請が必要である

いずれも油断するとハマってしまいかねない罠です。以下の解説を読んでしっかり把握しておき、無用な回り道をしないよう気をつけましょう。

### ●提出期限までに登録申請をする

インボイス制度が始まる2023年10月1日を登録日とする適格請求書発行事業者として活動するには、その前日の**2023年9月30日までに申請する必要があります。**

提出期限を過ぎてしまった場合、制度開始日にインボイスを発行することはできません。

取引先のなかには、制度の開始と同時に取引においてインボイスの発行を期待する声があるかもしれません。提出期限までに登録申請できなかった場合、その期待に応えられないことになるので、場合によっては今後の取引に支障をきたす恐れがあります。

特段の理由がない限り、適格請求書発行事業者となるつもりがあるならば、できるだけ早く申請してしまいましょう。



### ●記入漏れや記載ミスがないかチェックする

申請書に記入漏れや記載ミスがないか、入念にチェックしましょう。

記入漏れや記載ミスがあると審査を通ることができず、申請書は差し戻しとなってしまいます。しっかり修正して再提出すれば通ることはできますが、余計な時間がかかってしまうことになります。その間に取引のチャンスを失ってしまうかもしれません。

よくあるミスとしては、申請用紙の貼付漏れがあります。申請用紙は全部で2枚あるので、それぞれの必要事項をしっかりと記入したうえで、2枚とも忘れずに送付するよう気をつけましょう。

また、所在地のビルの名前や部屋番号を省略した結果、審査に通らないというのもありがちなケースです。住所の類は省略せず最後まできちんと記載しましょう。

**●登録を取り消す際にも申請が必要である**

インボイス制度の登録は取り消すことも可能です。その場合には取消しのための専用の届出書を新たに作成し、提出する必要があります。登録センターにただ問い合わせるだけでは取り消せないなので、覚えておきましょう。

なお、登録の取消しを申請した場合、提出日を含む課税期間の次の課税期間初日に失効します。ただし課税期間が終了する30日前よりあとに提出した場合には、次の次の課税期間初日が執行日となります。

いつ届出書を提出するかによって失効のタイミングが変わることに注意してください。

**インボイス制度の登録に関するよくある質問****Q. インボイス制度に登録しないとどうなる？**

- A. インボイス制度に登録しなくても、**罰則の類はありません**。しかしインボイスを発行できないため、**課税事業者である取引先は仕入税額控除を適用できなくなります**。

それは取引先の節税に協力できないということです。取引先にとっては実質的に増税となるため、登録しないことで取引を打ち切られる可能性もないとはいえません。

**Q. インボイス登録しなくてもよい人は？**

- A. インボイス制度に登録しなくても特に問題のない人の条件としては、以下のようなものが挙げられます。
- ・取引先が不特定多数の一般人である
  - ・取引先が課税事業者ではない
  - ・取引先と話し合った結果、現状のままでよいという結論に至った

上記のような場合には、あえてインボイス制度に登録する必要はないでしょう。

## ■ まとめ

インボイス制度の登録について、具体的な方法を中心に、注意点や必要な準備などを解説しました。

インボイス制度は事業者にとって大変革ともいえるべき新制度です。しかし内容が複雑であるため、制度内容を理解するのが難しいだけでなく、どのような選択をするのが自分にとって最適であるのかの判断が難しい場面も多々あります。

この記事で解説したことをよく咀嚼したうえで、登録することのメリットのほうが大きいと判断した場合には、記事内容を参考に速やかに登録を行いましょう。

適格請求書発行事業者となるべきか否かの判断については、ぜひ弊社・サン共同税理士法人にご相談ください。

▼お問い合わせはこちら

<https://tax-startup.jp/contact/>



## 災害により被害を受けた事業者が利用できる融資制度

近年では豪雨などの自然災害による被害が拡大しており、時には事業へ深刻な影響を及ぼす場合があります。日本政策金融公庫では、災害(地震、台風、豪雨など)により被害を受けた事業者の方を対象に**災害貸付**という制度の融資を行っています。

直接被害を受けた方や、災害により取引先が影響を受けて自社の売上の減少または売掛金の回収に影響が出てしまった方が融資を受けることができます。また、返済の据置期間が2年間設けられており、事業の立て直しを図っている間は返済を行わないため、資金繰り面でも負担が少ない制度となっています。

制度名	<b>災害貸付</b>
借入対象者	別に指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 <b>(1) 災害により直接被害を受けた方</b> (2) 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方
融資限度額	各融資制度のご融資限度額に <b>1災害につき3,000万円を加えた額</b>
返済期間	運転資金、設備資金： <b>10年以内（うち据置期間2年以内）</b>
基準金利	<b>1.09～2.05%</b> （2023年8月1日現在）
保証人・担保	要相談
その他諸条件	災害貸付は、他の融資制度（一般貸付など）と併用して利用する必要あり

## 日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年8月1日時点
創業融資の基準金利	2.22～3.10%	<b>1.94～2.90%</b>
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2023年9月30日まで	変更なし

メディア実績



セミナー

2022年12月



会計事務所サミット2022

2022年12月



株式会社アックスコンサルティング主催セミナー

2022年12月



株式会社ミツカル主催セミナー

2022年11月



株式会社インフォーマット主催セミナー

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京  
ワールドビジネス  
サテライトに取材  
放送されました。  
(2020年5月1日)



プロパートナーONLINE Circle (2023年1月)



FIVE STAR MAGAZINE (2022年11月号)



月刊実務経営ニュース (2022年9月号)



BIZUP事務所経営Report (2019年6月号 vol.68)



実務経営サービス『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』



プロパートナー『士業ランキング500』2022年完全版

書籍





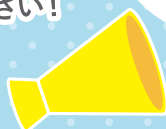


D3 六本木 BAR LOUNGE  
〒106-0032  
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F  
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や  
「税理士を変更したい方」を  
ぜひご紹介ください!

# お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大50,000分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。  
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名  
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス  
および電話番号

ご連絡はこちらまで

[contact@san-kyodo.jp](mailto:contact@san-kyodo.jp)



YouTube

税理士BARラウンジ

# 起業成功支援

## チャンネル

<https://www.youtube.com/@san-kyodo-tax>





## 拠点一覧

### 青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

### 日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

### 五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

### 板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

### 北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

### 八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

### 横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

### 西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

### 博多オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階

### 沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので  
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ  
フォローしてください!